

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 京都府
（氏名） A

上記被審人に対する平成29年度（判）第3号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金80万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年7月12日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成29年5月11日

金融庁長官 森 信 親

(別紙 1)

1 課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 16 号に該当

被審人は、B 法人の職員であるが、平成 28 年 2 月 5 日、その職務に関し、株式会社アイセイホールディングス（以下「アイセイHD」という。平成 28 年 10 月 1 日株式会社アイセイ薬局を合併。同日株式会社アイセイ薬局に商号変更。）と、公開買付けに関する契約の締結交渉をしていた C から、同人がその契約の締結交渉に関し知り、その後、同人から B 法人の役員である D が職務上伝達を受けた、アイセイHD の業務執行を決定する機関が、薬局の経営等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所 JASDAQ 市場に上場されていた株式会社アイセイ薬局（以下「アイセイ」という。平成 28 年 5 月 2 日上場廃止。平成 28 年 10 月 1 日アイセイHD と合併し解散。）の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成 28 年 2 月 5 日午後 3 時 30 分頃より前の同日午後 2 時 37 分頃、E 証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、アイセイ株式合計 1000 株を買付価額合計 448 万 2000 円で買い付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条第2項第2号、第167条第3項後段、第1項第4号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

- (1) 法第175条第2項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (5,290 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\ & - (4,440 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 4,500 \text{ 円} \times 700 \text{ 株}) \\ & = 808,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、800,000円。